水田農業構造改革交付金業務方法書

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
平成１６年５月１１日制　　定
平成１７年４月１５日一部改正
平成１９年４月１３日一部改正

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成１６年４月１日付け１５生産第７９９９号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成１６年４月１日付け１５生産第８１１３号農林水産事務次官依命通知。以下「産地づくり交付要綱」という。）、稲作構造改革促進交付金交付要綱(平成１９年３月３０日付け１８総食第１３１６号農林水産事務次官依命通知。以下「稲構交付要綱」という。）及び水田農業構造改革対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５生産第８０００号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う水田農業構造改革交付金（以下「交付金」という。）に係る事業の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第２条　県協議会は、実施要綱、産地づくり交付要綱、稲構交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって東海農政局長から附された条件、この業務方法書その他法令等を遵守し、資金を安全に管理しつつ、業務を効率的に運営するものとする。

２　県協議会から助成を受けて、産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地づくり特別加算事業（以下「地域協議会助成事業」という。）又は新需給調整システム定着交付金助成事業を実施する地域水田農業推進協議会（実施要綱第４の２に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。）は、実施要綱、実施要領、この業務方法書その他法令等を遵守し、業務を効率的に運営しなければならない。

第２章　事業の実施

（実施方針）

第３条　県協議会長は、毎年度、実施要領第５の５の（１）に定めるところにより実施方針を作成し、国の承認を得た後、様式２－Ａにより地域協議会長（地域協議会長が定まっていない場合は、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）へ通知するものとする。

（産地づくり計画書）

第４条　地域協議会長は、実施方針に示された交付金の配分額を活用し、地域協議会助成事業を実施しようとする場合、または実施方針に示された新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた使途の中から取組を選択し、農業者その他県協議会長が助成の対象となりうる者として定める者に助成金を交付しようとする場合は、毎年度、様式第２－５号により産地づくり計画書を作成し、４月３０日までに様式第２－６号により県協議会長に承認を申請するものとする。その際、地域水田農業ビジョンを添付し、様式１－９号によりビジョンの実施状況の点検、見直し状況を報告するものとする。

２　県協議会長は、前項の申請を受けた時は、その内容が実施要綱、実施要領及び実施方針に照らして適当であることを確認の上、東海農政局長に協議し、異議がない旨の回答を得た後にこれを承認し、様式第２－８号により地域協議会長に通知するものとする。
３　産地づくり計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付の対象となりうる者(以下「交付対象者」という。）に産地づくり計画書の内容を周知するものとする。

（営農計画書）

第５条　地域協議会長は、実施要領別紙１２号を参考にして営農計画書の様式を作成し、交付対象者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から助成を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。
２　地域協議会長は、前項の営農計画書を受け取るに当たり、営農計画書の提出者に対して、助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
３　地域協議会長は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から営農計画書の提出を受けた場合は、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該営農計画書に記載された取組のすべて又は一部を助成対象から除外した場合は、当該営農計画書の提出者に、様式２－Ｂにより、その決定の内容、理由及び不服を申し立てることのできる期間を通知するものとする。
４　前項の通知を受けた者は、その内容に不服がある場合は、地域協議会長に対して、通知を受領した日から地域協議会長が定めた期間以内に不服を申し立てることができる。その際、助成要件を満たしていることを証明する方法を地域協議会長に提示しなければならない。
５　前項の不服申し立てを受けた地域協議会長は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合は、第３項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨を不服を申し立てた者に通知する。当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合は、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

（交付金の減額分の報告）

第６条　地域協議会長は、実施要領第５の１の（２）に定めるところにより、市町村及び市町村段階における第三者機関的な組織（生産調整方針の運用に関する要領（平成１８年１１月９日付け１８総食第７７８号農林水産省総合食料局長通知）第３の２の（１）に定める市町村段階における第三者機関的な組織をいう。）から必要な情報の提供を受け、当該地域協議会の減額分の計算を行い、様式第２－１号により、１２月１５日までに県協議会長に報告するものとする。

（地域協議会助成事業に係る助成金の請求及び支払）

第７条　地域協議会長は､地域協議会助成事業の実施に必要な経費について、実施方針に示された配分額から前条の減額分を控除した額（以下「助成可能枠」という。）の範囲内で、地域協議会自らが行う活動に必要な経費については県協議会長が別に定める日までに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となりうる者として定める者への助成に必要な経費については当該年度の２月１５日までに、様式２－Ｃにより県協議会長に対して請求するものとする。
２　前項の請求に当たっては、第５条に基づいて産地づくり事業の助成金の交付を受けようとする者から営農計画書が提出された場合は、地域協議会は、その者の取組が産地づくり計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。その結果、請求額が助成可能枠を超える場合は、産地づくり計画書に定めるところに従い、単価の調整、

翌年度支払い等により対応するものとする。ただし、稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業については、単価の調整による対応のみとする。なお、請求額が助成可能枠を下回る場合は、単価の調整を行わないものとする。

３　第１項の産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業又は産地づくり特別加算事業の助成の対象となりうる者への助成に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第６条に定める減額分の報告を行う日以降でなければすることができない。

４　県協議会は、地域協議会から第１項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合は、助成可能枠の範囲内で、「地域協議会助成事業（産地）①支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・基本）②支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・担い手）③支払勘定」、「産地づくり特別加算事業勘定」及び「担い手集積加算事業繰越勘定」から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県協議会長は、様式２－Ｄにより、地域協議会長に対して交付額及び助成可能枠との差額を通知するものとする。

（地域協議会助成事業に係る助成金の支払）

第８条　地域協議会は、第５条に基づいて地域協議会助成事業の助成金の交付を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されている取組が産地づくり計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合は、産地づくり計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合の対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は、様式２－Ｅにより、当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

２　前項の場合において、県協議会から第７条第４項により交付された地域協議会助成事業に係る助成金があるときは、地域協議会は、当該助成金が交付されてから遅滞なく営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。

３　第１項の助成額の計算に当たって、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合はその内容を訂正、追加又は削除し、また、要件を満たさない取組がある場合は、その取組が記載されている部分を削除するものとする。

４　地域協議会長は、第１項の交付額の通知を行う際に、第３項により助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）又は前条第２項により助成可能枠を超えたことによる単価の調整等を行った場合は、その旨を記載するものとする。また、地域協議会長は、前項の交付額の通知を行う際に、交付額に国の交付金以外の財源が含まれる場合は、国費に相当する額を明記するものとする。

（新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の請求及び支払）

第９条　地域協議会長は、県協議会が新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた助成内容の中から、地域協議会が選択して産地づくり計画書に記載した助成内容に係る助成金に必要な経費について、２月１５日までに、様式２－Ｃにより県協議会長に請求するものとする。

２　前項の請求に当たっては、第５条に基づいて新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付を受けようとする者から営農計画書が提出された場合は、地域協議会は、その者の取組が新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。

３　県協議会は、地域協議会から第１項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合は、国から県協議会に提示された配分額（地域協議会助成事業分との融通後の額）の範囲内で、新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた方法により調整を行い、

「新需給調整システム定着交付金助成事業支払勘定」から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県協議会長は、様式２－Ｄにより、地域協議会長に対して交付額を通知するものとする。

4　県協議会長は、前項の交付額の通知を行う際、新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた方法により交付額の調整を行った場合は、調整の結果を通知に記載するものとする。

5　地域協議会は､県協議会から助成金の交付を受けたときは、遅滞なく助成要件を満たす営農計画書の提出者に交付するとともに、地域協議会長は、様式２－Ｅにより、当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

6　前項の助成金額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合はその内容を訂正、追加又は削除し、また、要件を満たさない取組については削除して行うものとする。

7　地域協議会長は、第５項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合、または県協議会が交付額の調整を行った場合は、その旨を記載するものとする。また、地域協議会長は、前項の交付額の通知を行う際に、交付額に国の交付金以外の財源が含まれる場合は、国費に相当する額を明記するものとする。

（助成金の返納）

第10条　地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付を受けた地域協議会は、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者から助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。

2　地域協議会は、前項の返納があった場合、または県協議会から助成金を受けた後、当該地域協議会が自ら行った活動に実際に要した経費が県協議会に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合は、助成金の一部を県協議会に返納しなければならない。

3　県協議会長は、地域協議会が実施要綱、実施要領、この業務方法書その他法令等に違反したと認めた場合は、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この措置を求める場合は、県協議会長は、違反の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会長に送付しなければならない。

4　前項の助成金の返還を求められた地域協議会は、期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は県協議会長に対して、期日の延長又は返納の全部もしくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合は、地域協議会長は、期日までに返納できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

5　県協議会長は、前項の期日の延長又は返納の全部もしくは一部の取消しを求められた場合は、その理由が真にやむを得ない事情であると判断できる場合に限りこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると判断できない場合は、その旨を地域協議会長に通知するものとする。

6　県協議会長は、地域協議会が第２項の返納を相当の期間行わない場合又は第４項の返納を期日（前項の規定により、期日の延長を行った場合はその期日。前項の規定により期日の延長を認めなかった場合は、期日に前項の手続きに要した日数を加えた日を経過した日。）を経過してもなお行わない場合は、当該地域協議会への地域協議会助成事業、

新需給調整システム定着交付金助成事業又はその両方の助成金の交付を停止するとともに、総会を招集し、当該地域協議会の産地づくり計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還すること、その他とるべき措置について議決を得るものとする。

（事業の中止又は廃止）

第11条　地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合は、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第３章　資金の管理

（資金の管理）

第12条　県協議会は、国からの交付金を受けて造成した資金に、「地域協議会助成事業（産地）①支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・基本）②支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・担い手）③支払勘定」、「産地づくり特別加算事業勘定」、「担い手集積加算事業繰越勘定」及び「新需給調整システム定着交付金助成事業支払勘定」の６つの勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

２　県協議会は、前項の「地域協議会助成事業（産地）①支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・基本）②支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・担い手）③支払勘定」、「産地づくり特別加算事業勘定」及び「担い手集積加算事業繰越勘定」については、地域協議会ごとに収支を明確にするものとする。

３　県協議会は、地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付は、それぞれの勘定から行い、また、当該助成金の交付以外の使途に使用できない。

４　県協議会は、資金を愛知県信用農業協同組合連合会普通預金へ預け入れることにより管理するものとする。

５　県協議会は、前項の管理により生じる果実について、農林水産省総合食料局長及び生産局長の承認を得た上で、本交付金に係る事業の実施に要する事務費に充てるものとする。

６　県協議会は、資金に余剰が生じた場合は、勘定ごとにこれを翌年度に繰り越すものとする。ただし、「地域協議会助成事業（稲構・基本）②支払勘定」及び「地域協議会助成事業（稲構・担い手）③支払勘定」は、東海農政局の指示を受けるものとする。

７　県協議会長は、産地づくり事業、産地づくり特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業を終了した場合において、資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、その取扱いについて東海農政局長の指示を受けるものとする。

第４章　報　　告

（実施状況の報告）

第13条　地域協議会長は、毎年度、様式第２－１０号により、地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の実施状況報告書を作成し、３月３１日までに県協議会長に提出するものとする。

（繰越額の通知）

第14条　県協議会長は、東海農政局長に資金管理状況を報告した後、速やかに、様式２－Ｆにより、地域協議長に対して、地域協議会ごとに、当該地域協議会の次年度への繰越額を通知するものとする。

第５章　雑　　則

（事業期間）

第15条　本対策の事業期間は、平成１６年度から平成２１年度までの６年間とする。ただし、各事業に定められたところにより平成２２年度において助成金の交付を行うことができるものとする。

（帳簿の備え付け等）

第16条　地域協議会及びその会員は、地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。

２　県協議会長は、地域協議会に対し、必要があるときは、県協議会からの地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の経理に係る帳簿等について閲覧することができる。

附　　則

１　この業務方法書は、平成１６年５月１１に施行し、平成１６年４月２８日から適用する。

（一部改正：平成１７年４月１５日）

（一部改正：平成１９年４月１３日）

２　この業務方法書に定めのない事項については、東海農政局長の承認を得てから県協議会長が定める。